

京都府循環器病対策推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年12月14日法律第105号)第11条に規定する京都府の循環器病対策の推進に関する計画「京都府循環器病対策推進計画」(以下「計画」という。)の推進等に当たり、必要な事項を検討するため「京都府循環器病対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の進捗及び評価に関すること。
- (4) その他、循環器病対策の推進に関すること。

(組 織)

第3条 協議会の委員は、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療、又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他必要と認める者のうちから健康福祉部長が選任する。

2 協議会の議長として会長を置き、委員の互選により選出する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が欠席の時は、代理の出席を認める。

(協議会)

第5条 協議会は、府が必要に応じて招集する。

(部 会)

第6条 協議会に、より専門的な事項を検討するため、部会を設置する。

2 部会は、「脳卒中部会」及び「心血管疾患部会」とし、必要に応じて、これらの以外の部会を置くことができる。

3 部会にそれぞれ部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

(庶 務)

第7条 協議会及び部会の庶務は、京都府健康福祉部健康対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、協議会及び部会において別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月8日から施行する。